

東京税財政研究センター運営規則

第一章 総 則

第一条 東京税財政研究センターの運営は定款によるほか、この運営規則によるものとする。

第二章 出 資 金

第二条

- 1 第二〇回通常総会後について出資金制度を廃止する。二〇一三年総会時点の出資金の扱いについては以下のとおりとする。
- 2 出資金の返還は会員の死亡の場合は、その事実があった日以後の理事会で協議し、その出資金を限度として返還する。
ただし、会費に未納がある場合はこれを控除した額とする。
- 3 前号以外の事由により出資金の返還を要する場合は、その日の属する会計年度終了時点における本研究センターの純資産を規則第二条に規定する出資金口数で除した割合による金額と額面金額のいずれか少ない金額とする。
ただし、会費に未納がある場合はこれを控除した額とする。

第三章 研 究 員

第三条 本研究センターの事業遂行に必要と認めた場合は理事会の承認を得て研究員を委嘱することができる。

第四章 事務所貸与

第四条

- 1 本研究センターの事務所フロアーを、理事会の承認のもとに、研究センター税理士及び全国税制懇話会等に貸与するものとする。
- 2 貸与条件は別に定める。

第五章 会計基準・管理基準

第五条

- 1 本センターの財務諸表は、公益会計基準に準じたものとする。
- 2 総会に提出する財務諸表は、次のものとする。
 - ①一般会計収支計算書

- ②一般会計貸借対照表
- ③特別会計収支計算書
- ④特別会計貸借対照表
- ⑤総括収支計算書
- ⑥総括貸借対照表
- ⑦正味財産増減計算書
- ⑧財産目録

第六条 予算額を超える支出は理事会の承認を受けるものとする。

第六章 什器・備品等

第七条 借家権・電話加入権・机・椅子・その他の什器備品の管理については次のとおりとする。

- 1 上記すべての資産の質入れ・担保権の設定を禁止する。
- 2 上記のすべての資産は、資産台帳により管理するものとする。
- 3 什器・備品の償却は法定によるものとする。
- 4 什器・備品の管理対象は1個1組一万円以上のものとする。

第七章 事務所の表示

第八条 事務所ビル入り口階別入居者表示板
2階 東京税財政研究センター
東京合同事務所・参加税理士、全国税制懇話会
を連記する。

第八章 慶弔規定

第九条 会員が死亡した場合は、盛花または花輪、弔電をもって弔意を表するものとする。

第九章 附 則

- 第一条 会員は自宅及び勤務先、事業所等の住所、番地、電話番号、FAX番号に異動があった時は遅滞なく研究センター事務所に届けるものとする。
- 第二条 この規則は理事会で改定できる。
この場合、改定後開かれる総会で承認を得るものとする。
- 第三条 この規則は1995年7月21日より実施します。1994年4月21日より7月20日までの間に定款及びこの規則に基づいて実行された事項は、これを承認する。
- 第四条 この規則は1995年7月21日より実施します。1994年7月21日より1995年7月20日までの間に定款及びこの規則に基づいて実行された事項は、これを承認する。

第五条 この規則は 1997 年 8 月 28 日より実施します。1997 年 7 月 1 日より 1997 年 8 月 27 日までの間に定款及びこの規則に基づいて実行された事項は、これを承認する。

第六条 この規則は 2005 年 8 月 23 日より実施します。2005 年 8 月 6 日より 2005 年 8 月 22 日までの間に定款及びこの規則に基づいて実行された事項は、これを承認する。

第七条 この規則は 2006 年 8 月 21 日より実施します。2005 年 9 月 22 日より 2006 年 8 月 20 日までの間に定款及びこの規則に基づいて実行された事項は、これを承認する。

第八条 この規則は 2013 年 8 月 20 日より施行する。